

アンケート結果の中間報告

平成20年12月24日

特許庁

平成20年度産業財産権制度問題調査研究の一環として行った国内アンケートの概要は以下の通り。なお、詳細については、次回WGにて報告する予定。

1. 実施機関：財団法人比較法研究センター

2. 目的：

医薬品や農薬と同程度に、「行政処分を受けるために長期間を要してしまい、このため特許権の存続期間が実質的に縮減してしまうケースがあり、権利者の投資コストの回収を十分に行えるようこれを補完することが必要な法規制」の存否を把握する。

3. アンケート対象内訳：全1150社・機構（一部重複の可能性あり）

・ 日本知的財産協会(知財協)加盟企業	940社
・ 有限責任中間法人大学技術移転協議会会員	73機関
・ 日本バイオインダストリー協会加盟企業	118社
・ 知財協加盟企業以外の日本製薬工業協会加盟企業	5社
・ 知財協加盟企業以外の日本ジェネリック製薬協会加盟企業	4社
・ 知財協加盟企業以外のカルタヘナ法関連企業	10社

4. アンケート回答総数： 518

5. 延長制度の対象分野すべき技術分野について：

医療機器分野の薬事法をはじめ、いくつかの法規制について延長制度の対象とすることへの賛否の回答があった。それらの法規制について、現行の延長制度の対象となっている医薬品・農薬分野と同等の条件を満たしているか調査している。

6. カルタヘナ法を延長制度の対象とすべきか否かについて：

カルタヘナ法に興味のある企業のうち、カルタヘナ法を「対象とすべきである」とする回答が60、「対象とすべきでない」とする回答が33、「分からない」とする回答が76であった。上記アンケート結果に基づいて、現在、業界の意見を更に調査している。